

○湯前町全国スポーツ大会等出場奨励金交付要綱

(平成 30 年 12 月 20 日要項第 5 号)

改正 令和元年 12 月 3 日要綱第 9 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、湯前町におけるスポーツの振興を図るため、県・九州地区・全国大会に出場する個人及び団体に対して、出場奨励金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第 2 条 本奨励金の交付範囲は、湯前町住所を有する者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 予選を経て大会に参加する資格を取得した者
- (2) 郡・県等の団体から推薦があつて大会に参加する資格を取得した者
- (3) 日常、直接指導している監督・指導者 (2 名まで)

(交付対象大会)

第 3 条 奨励金の支給対象となる個人や団体等は、所属するスポーツ選手がスポーツ競技大会に個人又は団体で出場し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、特に町長が必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 本町を含む地域を対象とする対外競技大会等の予選を経て出場する大会
- (2) スポーツ競技大会の実施要綱等で規定された標準記録等を達成して出場する大会
- (3) 郡などの競技団体等の推薦、選考及び選抜を受けて出場する大会
- (4) 支給対象者が本町以外に活動の拠点を有する団体に所属し、九州大会以上の対外競技大会に出場する大会

(奨励金の額)

第 4 条 奨励金の額は、別表のとおりとする。ただし、社会人団体は上限 200,000 円 (県内 5 万円) とする。

大会開催地	奨励金の額
県内	3,000 円/人
九州管内 (沖縄県を除く)	10,000 円/人

九州管外 (沖縄県を含む)	20,000 円／人
日本国外	30,000 円／人

2 第2条に規定する奨励金の支給対象者が本町以外に活動の拠点を有する団体に所属し、九州大会以上の対外競技大会に出場する場合は、1人1回につき10,000円を支給するものとする。

3 交付を受ける者が、湯前町立湯前中学校における運動部活動において九州大会以上の大会に参加する場合は、大会参加に要する交通費及び宿泊費と参加費を実費支給するものとする。なお、交通費および宿泊費の額は湯前町職員等の旅費に関する条例施行規則に準じて算出した額を限度とする。ただし、他からの補助金及び寄付金がある場合は、その額を控除した額とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとするものは、湯前町全国スポーツ大会等出場奨励金交付申請書(様式第1号)、大会開催要綱等、その他教育委員会が必要と認める書類等を教育委員会に提出するものとする。

様式第1号

[別紙参照]

(審査及び交付決定等)

第6条 町長は、奨励金の交付申請があったときは、当該申請に係る関係書類等を審査し決定する。

2 奨励金の額を決定したときは、奨励金の交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

様式第2号

[別紙参照]

(実績報告)

第7条 申請者は、大会が終了したときは、速やかに実績報告書(様式第3号)及び関係書類を町長に提出しなければならない。

様式第3号

[別紙参照]

(奨励金の返還)

第8条 町長は、支給決定スポーツ団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の支給決定の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 出場するスポーツ競技大会の開催が中止されたとき。
- (2) スポーツ選手がスポーツ競技大会の出場を辞退し、又は取り消されたとき。
- (3) 偽りその他不正な行為によりこの要綱による支給を受けた者があるとき。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則(令和元年12月3日要綱第9号)

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年7月1日から適用する。